

平成 26 年 度

予 算 大 綱 説 明

新 城 市 長

新城市議会 3 月定例会に、平成 26 年度の予算案並びに諸議案を上程、ご審議いただくにあたりまして、所信の一端と予算の大綱を申し上げます。議員各位、市民皆様の格別なご理解とご協力を仰ぐものでございます。

平成 26 年度予算は、昨年 11 月執行された合併後 3 期目の市長選挙を経て編成された最初の予算案であるとともに、第 1 次総合計画の中期計画期間最後の年度の予算案となることから、総合計画主要事業の着実な遂行と市長マニフェストの実現に大きな意を注ぐものとなっています。

市長第 3 期マニフェストは、『新城・希望都市 ～はばたこう！ひと・まち・みらい』と題され、産業・住宅・エネルギーを 3 つの重点政策分野と定め、若者政策・地域自治・スポーツツーリズムの分野で新機軸を打ち出すなど、新東名高速道路開通を目前に控えて山の湊・しんしろのまちづくりを新たな段階に押し上げることを企図したものであります。

またマニフェストは、懸案の新庁舎建設事業を、産業・住宅・エネルギーなどの重点政策を推進するための「発射台」と位置づけ、平成 22 年度から積み上げてきた基本計画・基本設計に基づき、実施設計さらには具体の建設事業へと揺るぎなく歩を進めることを公約としました。

本予算案は、内外情勢の変化を踏まえつつ、これらの要求を基本的に満たすべく構成されています。

本市は平成 17 年の歴史的な市町村合併を受けて策定した第 1 次総合計画で、まちづくりのめざすべき将来像を『市民がつなぐ 山の湊 創造都市』と決めました。「山の湊」は言うまでもなく豊川の舟運と別所街道・伊那街道の陸運の結節点となった当地往年の賑わいを表した呼称であります。

以来当地の地勢的位置は、豊川流域圏にあつて上下流を貫く道路や鉄道、あるいは南信州や東濃地方へと分岐する主要街道の中間結節環としての役割を果たすことで、奥三河地方の主都機能を担ってきました。また戦後高度成長期に入ると林業・木材産業の衰退に入れ替わって内陸工業地の機能を強め、三河地区産業集積の一端を担うことになりました。

新東名高速道路の開通は、当地が担ってきた従来の機能・役割に加えて、まったく新たな地勢的役割を生み出すものと考えられています。これまで弓張山系と本宮山系が制約要因として立ちはだかっていた東西両方向へのアクセスが一挙に改善され、首都圏・中京圏・関西圏とをつなぐ主要幹線ネットワークの構成都市となることがそれです。

さらに一昨年春に新東名浜松いなさ JCT から鳳来峡 IC までが供用された三遠南信自動車道は、全線の計画路線が定まり、飯田までの開通も遠い将来のことではなくなりました。その先にはリニア新線の間駅が計画されることから、東海道ベルト軸とリニア新ベルト軸とを結ぶ中間点に本市が位置することとなります。

こうして当地は、日本の中核経済圏を結ぶ高速移動ネットワーク上のクロスポイント

トを占めるのです。

言うまでもなく、本格的な人口減少時代に入る我が国が、より豊かな国民生活を実現させるためには、産業構造の転換や絶えざる技術革新、活発な国際交流、生産性の向上、物流の効率化などが欠かせません。一言でいえば経済社会の密度を高め、ヒトやモノの移動時間を縮め、経済発展を阻害している人為的・制度的制約を取り除くことであります。

新東名高速道路でつながる新たな大動脈とそれを通じて実現される大交流は、この動きを加速する役割を期待されています。

われわれが、新市総合計画に「山の湊」を標榜したのも、かつての賑わいを懐かしむためでも、現状を否定的に描くためでもなく、この時代環境の変化に果敢に挑み、山の湊をつくりあげた先人たちに負けぬ気概をもってまちづくりにまい進するためです。

その挑戦が本当の意味で試される段階にさしかかっています。

平成 26 年度予算案を特徴づけるポイントは以下の点であります。

第 1 新庁舎建設、インターチェンジ周辺整備、作手地区総合整備など大型事業を具体化させるための財政調整に配慮しつつ、各種施策やマニフェスト事業の堅実な実施を可能にする、節度をもった財源構成としました。

第 2 地域自治区予算がはじめて編成されるにあたり、その政策検証を積極的に進めることを可能にする計上方法をとるとともに、自治区予算編成で俎上にのぼった諸課題を市政全体の政策課題として検討する道筋をつけました。

第 3 第 1 に挙げた努力の一方で、予算編成段階での基礎的財政収支が 8 年ぶりにマイナスになるなど、大型事業に伴う市債負担の増加を計画的に吸収する行財政規律に細心の注意を払うべきことを再確認しました。(なお、平成 26 年度から平成 29 年度にかけての市債増加はすでに織り込み済みであり、現在の財政計画上の変更を要するものではありません。)

平成 26 年度予算はまた消費税率のアップを組み込んだ最初の予算であることから、増税後の地域経済の動向や各種税収入への影響などにしっかりと目配りし、年度中の予算補正を機動的に行う必要が生じる可能性があることにも注意が必要です。

これらすべての意味において、平成 26 年度予算案は過去 8 年間のどの予算とも異なった次元の性格をもつにいたっています。

『ひと・まち・みらいがはばたく新時代に船出する 26 年度予算』と命名した所以であります。

以上のような認識と志向で編成した新年度予算案の規模は、  
一般会計 226 億 8,200 万円、  
特別会計 138 億 6,335 万 2 千円、  
企業会計 75 億 8,459 万 3 千円とし、  
総予算は、441 億 2,994 万 5 千円としたところであります。

一般会計の歳入予算案につきましては、回復基調にある経済動向を踏まえ、市税全体では、前年度比 4.1%増の 73 億 8,400 万円を計上しました。このうち、市民税については、平成 25 年における景気動向、雇用環境及び税制改正を踏まえ、個人市民税においては前年度比 2.1%増の 23 億 9,976 万 2 千円、法人市民税においては前年度比 48.5%増の 5 億 9,541 万 7 千円としました。固定資産税については、土地の負担調整、新築家屋及び償却資産の増加分を見込み、前年度比 1.3%増の 36 億 7,847 万 5 千円としました。

地方譲与税につきましては、地方財政計画、前年度決算見込み等を参考に前年度比 7.8%減の 2 億 9,500 万 1 千円を計上しました。

地方消費税交付金につきましても、地方財政計画、前年度決算見込み等を参考にしながら、本年 4 月以降の消費税率の引き上げに伴う地方消費税の増額交付を見込み、前年度比 16.3%増の 5 億 7,000 万円としました。

地方交付税につきましては、地方財政計画、前年度決算見込み等を参考に基準財政収入額、基準財政需要額に用いられる数値の増減等を見込み、前年度比 4.3%減の 56 億円を計上しました。

国庫支出金は、道路や市営住宅整備に伴う社会資本整備総合交付金の増、消費税率の引き上げに伴う国の臨時的な給付措置である臨時福祉給付金給付事業費補助金及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金の増、事業完了に伴う地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の減等を反映して、前年度比 10.0%増の 18 億 742 万 2 千円を計上しました。

県支出金は、地域包括ケア推進モデル事業補助金、子育て支援減税手当給付事業費補助金、新規就農・経営継承総合支援事業費補助金、強い農業づくり補助金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金、愛知県知事・県議会議員選挙執行委託金の増、緊急雇用創出事業基金事業費補助金、新あいち創造産業立地補助金の減等により、前年度比 6.5%増の 13 億 1,519 万 6 千円を計上しました。

繰入金につきましては、国により創設された地域の元気臨時交付金を平成 26 年度事業に充当するため、前年度に財政調整基金に積み立てたものを東郷西こども園駐車

場整備、笠岩橋耐震改修等への予算措置として2億3,032万2千円を計上しました。

また、庁舎等建設基金繰入金につきましては、新庁舎建設に要する経費として3,560万1千円を計上しています。

なお、前年度において地方債の繰上償還の予算措置として減債基金からの繰入金を1億8,940万9千円計上しましたが、平成26年度は計上しておりません。

繰入金全体では、前年度比20.5%減の3億4,127万8千円としました。

市債につきましては、市庁舎、作手総合施設、新城地区こども園等の大型事業に着手することから、当該事業を対象として合併特例債、過疎対策事業債等の市債を予定するとともに、地方交付税の不足分を国と地方が折半して負担するために臨時財政対策債8億円を計上しました。

市債計上額は、前年度比9.0%増の30億2,740万円で、歳入における依存度は前年度比0.9ポイント増の13.3%となっています。この結果、基礎的財政収支いわゆるプライマリーバランスは、前年度比1.8ポイント減のマイナス0.8%を見込んでいます。

特別会計、企業会計におきましては、市民生活の安定確保、生活環境の向上等を進めるため、収入の確保に努めたところであります。

次に歳出予算案であります。平成23年度からスタートした第1次総合計画中期基本計画（平成23年度～平成26年度）の最終年度に当たることから、基本計画に位置付けられた各種事業の着実な実施を図るとともに、議会の総務消防委員会、厚生文教委員会、経済建設委員会において協議し、取りまとめられた要望事項を反映した事業を優先的に予算配分しました。また、各種団体等の要望に対しても可能な限り対応した予算としたところであります。

それでは、以下、総合計画の施策体系別に新年度予定する主な事業を説明申し上げます。

総合計画の基本戦略の最上位の目標は、「市民自治社会創造」です。

昨年4月から「自治基本条例」と「地域自治区条例」が施行され、2年目となる本年度は、市民自治社会を支える制度の定着を期すとともに新たな制度拡充を図る年度となります。まちづくりの主役である市民が地域共同体的あり方を自ら決し、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちを目指し、市民協働で持続可能なまちづくりを推進してまいります。

「自治基本条例」の運用では、市民まちづくり集会や中学生議会を継続して開催し、まちづくりについて多様な意見の交換、情報の共有を図ります。また、若者が活躍できるまちを目指して、教育、就労、定住、家庭、スポーツ、文化だけでなく市政参加など若者を取り巻く諸課題を市民全体で考え、若者の力を活かすまちづくり施策を練

り上げる若者政策ワーキンググループを立ち上げ、市民自治会議との連携のもと、若者総合政策及び常設組織の検討を進めてまいります。

「地域自治区」の運営では、地域づくり活動を財政面で支援する地域活動交付金を継続するとともに、本年度から各地域協議会が地域ニーズを集約し、地域として優先度の高い事業を市に提案し、市が直接実施する地域自治区予算を計上しました。自治振興事務所と地域活動支援員制度とともに、地域が必要とする地域づくりを市民と市が協働して推進してまいります。

市民自治社会を醸成する基盤として、市政情報をはじめとした各種情報の共有が最も重要であり、広報紙をはじめインターネット、ケーブルテレビ等各種媒体を活用して、わかり易さと迅速な情報発信・情報提供に努めます。また、地域活動の拠点となる地域集会施設の整備支援や地区が自主管理している公共施設の移管を進め、住民自治を支援してまいります。

本市は、平成 27 年 10 月 1 日に合併 10 年を迎え、新しい市民憲章の制定に向けての検討組織を立ち上げるとともに、多数の市民が参加でき、市民の一体性をさらに高め、市民の心に残る合併 10 周年記念事業となるよう事業内容の検討を進めてまいります。

基本戦略の第 2 は、「自立創造」です。

多様な地域資源を活用した産業の育成とともに、質の高い生活空間を創造するための道路・交通・情報のネットワーク化などの都市・生活基盤の整備推進と、地域文化の伝承や次世代人材の育成を通じた地域の自立を目指します。

平成 27 年春に予定される新東名高速道路の開通、新城インターチェンジ（仮称）の設置に伴い、周辺地域において関連施設、道路等の整備を続けています。また、高速道路開通時期に合わせたオープンを目指し、道の駅「もっくる新城」を昨年度から整備しています。高速道路利用者や一般道路利用者に休憩、飲食、地域産物の販売、交通情報を提供する場であるとともに、「奥三河の観光ハブステーション」として奥三河一円の観光情報を提供するなど、目的地施設として、観光周遊の中継施設として多様な利用が見込まれます。周辺道路整備においては、市道八束穂県社線（Ⅱ工区）等の整備を行うとともに、近接する企業用地の関連道路となる市道八束穂 1 号線の整備を進めてまいります。

観光では、新東名高速道路の全線開通により、交通アクセスが大きく改善され、本地域への観光客等の集客範囲も急激に拡大することから、観光用 DVD 作成ほか市観光協会との連携のもと新規パンフレットの作成等「観光のまち新城」を積極的に PR してまいります。また、近年の観光ニーズがより広域化していることから、奥三河観

光協議会ははじめ関係団体による奥三河・東三河地域の周遊性を高める取り組みを支援し、広域連携を促進してまいります。さらに平成27年4月開催の「2015 全国さくらシンポジウム in 奥三河」の開催決定に合わせ、桜淵公園のシンボルである笠岩橋の耐震改修等再整備事業に着手するとともに、年次計画に従い観光施設を整備してまいります。

さらにDOS地域再生事業として、昨年県の支援により新たな事業展開を図った新城ラリーやツール・ド・新城等に加え、新たなトレイルレース企画の検討など季節ごとに開催するアウトドアスポーツイベントによって交流人口の増加を期してまいります。

森林・林業では、森林整備地域活動支援事業により、施業団地を集約化し、計画的な森林施業を実施するための「森林経営計画」の作成を促進するとともに、林道改良、舗装等の生産基盤についても整備に努めます。また、水源林対策事業をはじめ市民参加の森づくり推進事業、あいち森と緑づくり事業等に取り組み、水源涵養、山地災害の防止等森林の有する公益的機能の向上を図ります。さらに、公共施設への木材利用等地域材の有効活用に向けての調査研究事業を展開してまいります。

農業では、高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加等依然として厳しい状況にありますが、引き続き、担い手確保育成総合支援計画に基づき新規就農者の確保を図ります。新東名高速道路開通によりパーキングエリアや道の駅が整備されることから、地元産品を使用した土産品に大きな期待が持たれています。このため特産の果樹をはじめ市産農産物を利用した新たな加工品開発に取り組んでまいります。農業生産の礎となる生産基盤の整備・経営基盤の安定においては、県営農地環境整備事業をはじめとし用水管路化、排水路整備、ほ場整備等の生産基盤整備を進めるとともに、農業用施設の整備事業に対する補助や凍結受精卵購入費補助による優良牛の導入促進等の経営基盤の安定化を図ります。

企業誘致対策では、安定した地盤の内陸用地、複数の高速交通ネットワークが利用できる地理的優位性を前面に、県企業庁の新城南部企業団地への誘致活動を推進するとともに、インターチェンジ東側隣接地の企業用地開発のための地区計画、企業ニーズに合わせた開発を指向するための情報収集活動を展開してまいります。

一方、地域の産業振興には、単一産業内での取り組みと同時に、産業間連携による新たな事業展開や競争力強化、雇用創出を通し、地域経済全体での底上げが求められています。こうしたことから、市が目指す地域産業の在り方や振興を図るための産業施策の推進方向等を明らかにする地域産業総合振興条例の制定を目指し、調査・研究活動を本格的に展開してまいります。

公共交通網につきましては、Sバスを運行するとともに、秋葉七滝線車両を更新します。また、沿線住民にとって欠くことのできない民間バス路線についても路線維持のため補助を行ってまいります。

道路網の整備につきましては、国の道整備交付金や社会資本整備総合交付金を活用した市道柿平宮前線や吉村線のほか、生活道路の改修、舗装や側溝整備、交通安全施設の整備を進めます。また、道路インフラの安全性の確保や老朽化対策として、計画に基づき、緊急性の高い橋梁、トンネルの修繕工事を実施してまいります。

活気ある市街地整備では、新城駅前の市街地整備を目指し、対象区域の用地測量・物件調査を実施するとともに、狭あい道路を整備するため、石田地区では拡幅のための物件調査を、平井地区では道路測量設計を行い今後の整備計画を立案してまいります。

快適に暮らせるまちづくりでは、昨年度までの事業を一新し、住宅耐震化促進事業として統合し、制度内容も大きく拡充します。巨大地震の発生に備え木造住宅の耐震改修を加速度的に促進するために、従来の補助制度に加え、段階的耐震改修、耐震シェルター設置補助を追加したほか、市単独事業として取り壊し費補助、耐震改修事業の促進に欠くことのできない設計業者、施工業者への奨励金制度も追加します。また、耐震改修工事に併せ住宅バリアフリー化、省エネ住宅化を実施する場合について、新たな補助制度を創設し、改修時の負担軽減を図ります。

教育面では、引き続き学習支援相談活動を行うハートフルスタッフの配置や学校生活適応指導教室「あすなろ教室」を開設し、児童・生徒の健全な成長を支援してまいります。学校教育施設整備として、平成29年4月の開校を目指す作手小学校建設事業に着手するとともに、学校と地域が寄り添い向かい合う「共育」の場を実現する山村交流施設についても併せて整備に着手してまいります。また、社会教育の分野では、長篠城址史跡保存館が開館50周年を迎えることから、特別展の開催等記念事業を実施します。

基本戦略の第3は、「安全・安心の暮らし創造」です。

日常生活が健康で安心して過ごすことができ、災害に強い安全なまちづくりを進めてまいります。

地域医療体制の充実、地域における大きな課題の一つであります。第1次救急医療体制である休日診療所、夜間診療所、在宅当番医制を維持するとともに、訪問看護ステーションやしんしろ助産所を運営し、医療機関との連携を深める。新城市民病院においては、引き続き医師確保に努めてまいります。地域医療を支えるマンパワー養成においては、看護師養成施設卒業後に市内医療機関で看護師の業務に従事すること



を希望する者に対する修学資金貸与制度を開始します。

健康づくりでは、一人一人の健康づくりと健康管理を推進するために、各種健康診査と予防接種を実施してまいります。また、一般不妊治療については、治療費が多額となるケースもあることから、その助成上限額を引き上げ、経済的負担を軽減します。

子育て支援では、昨年度実施した子育て世帯のニーズを的確に把握・分析し、次年度以降の子ども・子育て支援に関する施策の目標、施策内容、サービス水準等を定める「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。また、こども園施設において、老朽化している中央こども園と城北こども園を統合し、平成28年4月に開園を目指している新城地区こども園建設事業において、実施設計、建築工事に着手してまいります。

福祉分野では、本年度は各種計画の策定年度となります。「第2期地域福祉計画」「第4期障害福祉計画」「第6期高齢者保健福祉計画」の策定は、いずれもが次年度以降の施策の方向性を定める重要な計画であり、特に高齢者保健福祉計画においては、平成27年度から3年間の介護保険料の改定基礎ともなるものであります。

高齢者への支援分野では、在宅医療集積の低い地域で、医療・介護の双方に通じた訪問看護ステーションを中心として高齢者の在宅医療を支えるとともに、医療・介護・予防・生活支援の関係機関が連携する新たな取り組みである地域包括ケア推進モデル事業を実施してまいります。

また、本年4月の消費税率引き上げに伴う国民生活への影響緩和及び景気の下振れリスク緩和のため、政府の平成25年度補正予算及び経済対策に伴う低所得者への臨時福祉給付金、子育て世帯に対する臨時特例給付金の支給を行うとともに、県制度の子育て支援減税手当についても給付を行います。

災害に強いまちづくりでは、防災・災害対策の司令塔となる本庁舎の建設事業に本格着手してまいります。これまで多くの議論を重ねてきた基本設計を年度当初に確定させ、その後実施設計に移行します。実施設計段階では、市民スペースの利活用に関する市民ワークショップや庁舎建設及び施設管理における地域産業との連携も視野に十分時間をかけながら、着実に事業を進めてまいります。また、作手地区の地域中心核に位置し、災害発生時の初動対応をはじめ市民サービス、地域自治の拠点でもある作手総合支所庁舎の建設工事に着手します。さらに、消防力の強化においては、設楽分署、豊根分遣所に水槽付消防ポンプ自動車を、本署に高規格救急自動車を整備するほか、消防団車両の更新、コミュニティ消防センターの整備、消防団備品の整備を進めてまいります。

地域ぐるみの安全安心対策では、夜間の犯罪防止や交通事故防止に効果があり、地域要望の高い地域安全灯整備事業補助金予算を大幅に増額します。

基本戦略の第4は、「環境首都創造」です。

環境保全や地球温暖化対策の取り組みやすべての事業の実施において「環境の視点」を取り入れた施策を展開してまいります。

市民の環境理解の促進においては、市内や東三河の地質遺産を巡るジオツアーを実施するとともに、東三河のジオサイトの魅力と今後のジオパーク構想の可能性についてのシンポジウムを開催します。大地と人間の関わりを体感・考察することによって環境への関心や理解を高めていきます。また、新城の自然誌「地学編」を発行し、地域で産する貴重な岩石・鉱物や身近にある地形・地質が優れたものであることを再認識するとともに、身近な自然環境への関心を高めてまいります。

エコオフィス推進事業（環境活動改善事業）では、太陽光発電システムや太陽熱利用システムに対する設置補助に加え、住宅用燃料電池システムの設置、電気自動車等の購入費補助を新設します。

電気自動車等の普及のためには、社会インフラとして自動車用充電設備が必要不可欠であります。このため市内3か所の道の駅に、普通充電器3基、急速充電器2基を整備してまいります。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化の進行の著しい地域において、地域外の人材を積極的に受け入れ、定住・定着を図ることで、意欲のある都市住民等のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図ることを目的としています。地域活動に従事しながら、地域の魅力や事業の可能性を外からの視点で評価し、地域力を高める活動につなげてまいります。本市においては、農業、観光、環境分野に4名の地域おこし協力隊員を招致しています。それぞれの分野での活動が、地域活性化の起爆剤となることが期待されます。

クリーンセンターは、長寿命化計画に基づき、焼却炉耐火物取替工事等を実施してまいります。稼働後50年以上経過し、老朽化が進行しているし尿処理施設については、施設の抜本的な見直しに係る基本計画に基づき、計画施設の設置に伴う生活環境影響調査を実施します。また、埋立処分場の延命化を図るため、堰堤嵩上げ工事及び遮水シート保護工事を実施してまいります。

行政経営においては、財政ビジョン（財政運営）、行政改革ビジョン（行政改革）、人材育成ビジョン（人材育成）、情報ビジョン（情報共有と情報化）に沿って、市民満足度を基調とした成果重視型の行政経営に転換していくとともに、行政評価や人事評価の確立・充実を図ってまいります。

財政運営では、総合計画中期基本計画に従い、将来を見据えた財政推計を念頭に、計画的な事業執行・予算配分に努めてまいります。公共施設マネジメント推進事業においては、公共施設の状況について調査分析を行い、今後の整備方針、保全計画を作成します。施設の老朽化に伴う維持・更新コストを把握することで、計画的な修繕計画や必要経費の平準化を図るものです。一方税込確保においては、納付の利便性を図るためのコンビニ収納を継続するとともに、徴収嘱託員及び東三河滞納整理機構との連携のもと収納率の向上を図ってまいります。

行政改革では、第1次新城市総合計画において、平成27年度から平成30年度までを計画期間とする後期基本計画の策定年度に当たります。総合計画の目指すまちの将来像『市民がつなぐ 山の湊 創造都市』を実現するための総仕上げの基本計画でもあります。総合計画策定以降の社会、経済情勢の変化や今後の動向を正確にとらえ、また、継続実施してきた市民満足度調査動向等を踏まえ、より実効力のある計画づくりを進めます。また、事務事業の見直しやスリムで機能的な組織づくりを目指し、外部視点からの意見も参考に行政改革推進計画を策定し、効率的な行政運営に努めてまいります。

人材育成では、本市は求められる職員像を『市民価値を高めることのできる職員』と定めています。市民の福祉向上と地域社会の発展のために最適なサービスとは何かを常に問い続け、改革・実行できる職員を目指します。こうした職員を育成するため、従来から実施してきた職員研修に加え、職階に応じて必要な能力を向上させる研修に取り組んでまいります。

情報管理においては、行政で取り扱う基幹系業務である住民情報・税情報システム等は、平成27年10月から東三河5市町村で取り組む住民情報システム共同調達においてクラウドシステムに変更します。このシステム変更を円滑に進めるため、現行運用システムからの既存データの移行作業に着手してまいります。また、内部情報系業務（財務会計、人事給与システム等）においても、東三河地区での共同利用化に取り組んでまいります。

以上、新年度予算を『ひと・まち・みらいがはばたく新時代に船出する26年度予算』とし、市のめざす将来像「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」の実現に向けて船出する所存であります。

ここにお見えの議員各位をはじめ、市民の皆様には、今後とも深いご理解とご支援を心からお願い申し上げまして、所信の一端と新年度予算大綱とさせていただきます。

ありがとうございました。